

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成18年4月20日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年4月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	2号機	残留熱除去系ドライウェルスプレイ弁(MO-26B)付近において、保温材カバーより水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	
2	3号機	燃料交換機据置式補助ホイスト荷重計の定格負荷模擬テスト時、状態表示ランプの接点不良による不点灯が認められたため、当該荷重計を点検・調整	
3	4号機	給電用発電機出力テレメータにおいて、指示不良(一時低下)が認められたため、当該テレメータ用変換器を点検及び対応検討	
4	4号機	復水器(A)第一水室出口弁(MO-38-7A)において、弁駆動部グリスパッキン部にグリスのにじみが認められたため、当該部の点検・修理を検討	
5	4号機	低圧復水ポンプ(A・C)吸込圧力計において、取出し配管サポート部の一部にナットの外れ(計3箇所)が認められたため、ナットを取付け	
6	4号機	計装用空気系空気圧縮機(B)ドレンセパレータのYストレーナドレン弁において、操作ハンドル固定用ナットの外れが認められたため、当該ナットを取付け	
7	5号機	廃棄物処理系廃液濃縮器給液ポンプシール水弁(AO-20-864)及びシール水元弁(20-758)において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	
8	6号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ吐出及び吸込圧力計元弁(計12台)の点検時、ボンネット部(10台)より海水リークが認められたため、当該弁を交換	
9	6号機	原子炉建屋内の汚染区域で機材撤去作業を終了した作業員の退域時モニタリングにおいて、身体汚染が認められたため、注意喚起及び関係者へ周知	

<注意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電 話: 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで